

新しい市民投資法が交付：国内の投資家に対する便益が改善された。

2012年外国投資法（“Foreign Investment Law”）と同様の枠組みのもと、新しい市民投資法（“Citizens Investment Law”）には、5年間の法定の税金免除、70年を上限とする土地利用権の明確な承認、及び認可を受けた銀行を通じたミャンマーからの外貨の出金・入金の手続が含まれている。

新市民投資法には、そのほかに、理由なく許可が終了されないことの保証、調査及び開発に関する費用の収入からの控除、一定の場合における損失の繰越し、許可に基づく生産が技術革新や品質向上をもたらした場合に追加の便益を求める権利を含んでいる。

留意すべきもう一つの点は、Section 16 (e) において、投資の全部又は一部を外国人又は外国企業にして売却・譲渡する権利が市民投資家に認められていることである。市民投資法は、この売却又は譲渡は外国投資法に基づいて行われなければならないと定めており、そのため、ミャンマー投資委員会（以下「MIC」）の承認が条件となる。市民投資法のこの条項は、MICが今後交付する通達によって実施されるものと見込まれる。投資企業管理局（“DICA”）の発表によれば、これまでに外国投資法に基づき78件、市民投資法に基づき54件のMIC許可が発行されている。

企業法務の分野における次の主要な法制度改革には、ミャンマー会社法（“Myanmar Companies Act”）及び特別会社法（“Special Companies Act”）の改正が含まれる。アジア開発銀行の専門家は、ミャンマーの特殊な状況と実務慣習を尊重しつつ、国際基準に適合する最新の企業法を作るため、政府機関と共に作業に当たっている。

証券取引法が成立；証券取引所が間もなく実現する

2013年7月31日の証券取引法（“Securities Exchange Law”）の成立は、2015年までの資本市場創設に向けた大きな前進である。この法律により、ミャンマーにおける証券取引の規制を任務とし、ミャンマー資本市場を効率的に機能させるための関連規則を定める、証券取引委員会（“Securities Exchange Commission”）。以下「SEC」）が組織される。

特に、この法律は、SECに対し、株式取引を行う証券会社に加え、店頭取引を含む、ミャンマーにおいて設立される証券取引所について、ライセンス及び運営を規制する権限を与えている。SECは、透明性及び説明責任を確保するため、捜査を行うこと、公開会社、証券会社、店頭取引市場及び証券取引所からの情報を精査することを目的とする必要な作業部会を設置する権限を有する。証券取引法は、投資家及び公共の利益を保護するため、証券市場に影響を及ぼす虚偽行為及び操作行為を明確に禁じている。

SECの指導のもと、ミャンマー証券取引センター（“Myanmar Securities Exchange Center”）。以下「MSEC」）は、2015年10月までにヤンゴン証券取引所（“Yangon Securities Exchange”）を設立することを計画している。MSECは、Myanmar Economic Bankと大和総研により、それぞれ50%の出資による合弁会社として1995年に設立された。

最低賃金規則が発行された；多くの労働法がなお審議中である

2013年6月4日の最低賃金法（“Minimum Wages Law”）の制定に続き、労働省（“Ministry of Labor, Employment and Social Security”）は、2013年7月12日、最低賃金規則（“Minimum Wages Rules”）を発行した。この規則は、使用者及び労働者の権利義務と共に最低賃金を定める委員会の設置を述べている。

最低賃金法の履行のため、この規則は、各地域及び州レベルの委員会の支援のもとで最低賃金を決定する包括的な権限を、国家委員会（“National Committee”）に付与している。作業部会において使用者と労働者の公平な代表が義務付けられ、性別に基づく賃金の差別が禁止されており、あらゆる場面で平等が重視されている。

しかしながら、この規則は、実際の最低賃金額は提示しておらず、これは、今後、適切な通知をもって国家委員会により公表される予定である。

規制枠組みを強化する取り組みを推進するものとして、2013年8月30日に労働及び技術向上法（“Employment and Skills Development Law”）が成立し、また、労働省は、現在議論されている社会保障規則（“Social Security Rules”）の草案を公表している。

雇用及び労働法制の展望は急速に変化しており、ケルビン・チア・ヤンゴンは、雇用、労働及び人事管理に関するセミナーをミャンマー商工会議所連合会（“UMFCCI”）において10月4日に開催する予定である。お問合せは、kk@kcyangon.comまで。